教職員の勤務労働条件に関する項目

会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第４項の規定に基づき、国の職員との間に権衡を失しないように適切な考慮が払われなければならないとされていることから、現行の制度としている。